

島根県学校保健会表彰規定

1 趣旨

この規定は、心身ともに健康な児童・生徒の育成に努力し、功労、業績のあった個人及び団体の表彰について定めるものとする。

2 表彰の対象

表彰の対象は、次の各号に掲げるものとする。ただし、前年度退職者を含む。

- (1) 幼稚園、小学校、義務教育学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下「学校」という）の教職員
- (2) 学校医、学校歯科医、学校薬剤師
- (3) 学校及び学校保健関係団体

3 候補者の推薦

候補者及び候補団体の推薦は、各市郡学校保健会、各地区高等学校保健会、県医師会学校医部会、県歯科医師会、県薬剤師会学校薬剤師部会、県学校保健主事部会、県養護教諭研究連絡協議会及び県学校保健会（以下、「推薦者」という）が行う。

4 推薦基準

本県学校保健の普及と向上に研鑽努力し、功労、業績があり、かつ次の条件を満たすものであること。

- (1) 次のいずれかの団体の表彰を受けていること。

各市郡学校保健会、各地区高等学校保健会、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会学校薬剤師部会、県学校保健主事部会、県養護教諭研究連絡協議会。

- (2) 勤務年数は、25年以上とする。

- (3) 教職員については、教職経験年数及び学校保健に関わった年数を考慮する。

- (4) 年齢は、満50歳以上を原則とする。

- (5) 学校保健に関して、県教育委員会教育長、県教育委員会、県知事、文部科学大臣等の表彰を受けていないものであること。ただし、永年勤続、体育功労及び公衆衛生功労表彰等内容が、直接学校保健と関わりのない表彰は除く。

なお、各推薦者からの推薦数は、団体を含む2以内とする。

また、全国的な功労、業績のあったものについては、(1)から(4)の基準にかかわらず推薦することができる。

5 推薦方法

推薦者は、別紙様式の「島根県学校保健会表彰推薦書」に記入の上、推薦順位を付して県学校保健会長あて推薦する。

6 被表彰者等の審査及び決定

被表彰者（団体）は、理事会で審査を行い、候補者の中から決定する。

7 表彰の方法

表彰は、県学校保健会長が表彰状等を授与して行う。

8 その他

この表彰規定によりがたい特別の事情のある時は、理事会において協議する。

昭和37年	4月	1日	制 定
昭和41年	4月	1日	改 正
昭和54年	4月	1日	一部改正
昭和58年	4月	1日	一部改正
昭和60年	4月	1日	一部改正
平成 3年	4月	1日	一部改正
平成 8年	6月	11日	一部改正
平成11年	6月	15日	一部改正
平成18年	6月	14日	一部改正
平成24年	3月	14日	一部改訂
平成29年	11月	1日	一部改訂
平成30年	5月	16日	一部改訂